

新規指定に必要な提出書類一覧

	書類	個人	法人	チェック
1	指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	○	○	
2	機械器具調書(別表) 写真を添付。水道法施行規則 第20条に定めるものについて記載。	○	○	
3	誓約書(様式第2) 個人の場合は直筆、法人の場合は代表者印(丸印)を押印。	○	○	
4	住民票の写し	○	—	
5	定款または寄附行為 原本と相違がない旨を記載し、代表者印(丸印)を押印。	—	○	
6	登記簿謄本(現在事項全部証明書) 原本が必要。コピーは不可。	—	○	
7	事業所の写真 事業実態が確認できるもの(建物、社名版、事務室、倉庫など)。	○	○	
8	事業所の不動産登記簿又は賃貸借契約の写し 事業所の所在地が住民票・登記簿上の住所と異なる場合に提出。	△	△	
9	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	○	○	
10	給水装置工事主任技術者免状または主任技術者証の写し	○	○	
11	指定給水装置工事事業者 指定(更新)時確認事項シート Excelデータのまま上下水道業務課にメールで提出。	○	○	

手数料 10,000円が必要となります。

原則、窓口で書類を提出し、現金で手数料を納めていただきます。
 特別の理由があり、窓口へお越しいただけない場合はご相談ください。
 なお、新 事業者証は、旧 事業者証と引き換えでの交付となります。

上下水道業務課メールアドレス suigyo_atmark_city.kasugai.lg.jp

※迷惑メール防止のため、アドレスの「@」を「_atmark_」と表記しています。
 メールをお送りになる際は、お手数ですが「_atmark_」を半角の「@」に置き換えてください。